

2024年12月23日

生活クラブ生活協同組合・役員選挙管理委員会

選挙運動に関する考え方

定款 22 条（役員の選挙）の規定及び「役員選挙規約」第 10 条（選挙運動）並びに第 16 条（細目）に基づき 2024 年 12 月 23 日付けの「選挙運動に関する考え方」を以下のとおり、お知らせいたします。

1、目的

「役員選挙の選挙運動に関する考え方」は、役員選挙規約第 10 条第 1 項にもとづき、候補者間の平等性と公平性を確保し、かつ公正な選挙運営が行われるため、役員選挙に関する事項を定めることを目的とする。

2、選挙公報

役員選挙管理委員会は、公示を行う際に、選挙運動に関する事項を組合員に周知する。また、公示の様式、方式は、役員選挙管理委員会が定める。

3、意見の開陳

意見の開陳は、原則として役員選挙管理委員会が発行する役員選挙管理委員会ニュースで行う。

4、文書類の配布

選挙運動を目的とした文書類の配布については、候補者本人並びにグループ等で行わず、原則として役員選挙管理委員会が平等性、公平性を勘案し、範囲を定めて行う。なお、インターネットやWEB、SNSなどの電子広報媒体を活用した選挙運動はできません。

5、定めのない事項の取り扱い

この文書に定めのない事項については、役員選挙管理委員会においてその都度決定し、執行する。

6、改廃

この文書の改廃は、役員選挙管理委員会の議を経て理事会に報告する。